

2015（平成27）年6月11日

ハンセン病対策議員懇談会

会長 中曽根弘文 様

ハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会

会長 平沼赳夫 様

要 請 書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会

全国ハンセン病療養所入所者協議会

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

平素より、ハンセン病問題の解決に向けて、一方ならぬご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

近年の懸案であった国立ハンセン病療養所職員の定員問題につきましては、平成26年7月25日付内閣人事局通知「平成27年度から平成31年度までの定員合理化目標数について」及びこれに基づく私たち統一交渉団と厚生労働省との平成26年8月15日付「合意書」により、全療協が実力行使を取り下げて決着に至りました。また、「ハンセン病療養所退所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援制度」に関しましても、両議懇の皆さまのお力により昨年11月衆院解散直前の臨時国会において無事に国会を通過し制度創設を実現して頂きました。

ご尽力頂いた両議懇の皆さまに改めて御礼を申し上げます。

さて、私たちハンセン病療養所入所者も、また退所した者たちも、年々高齢化が進むことにより益々不自由度が増しております。平均年齢は約84歳となり、認知症の方も増えています。医療・看護・介護の現場では、ハンセン病の後遺症等を踏まえた専門的で高度な対応が必要です。

また、ハンセン病隔離政策による誤りを再び繰り返さないため、ハンセン病隔離政策の教訓を確実に後世に伝えることが大きな課題となっています。

このようなことから、私たちは以下の2点を要請するものです。

1 要請の趣旨

- (1) ハンセン病療養所の期間業務職員の後補充を完全実施するため、その処遇等に関する特別の施策を講ずること。
- (2) 国の施策として、全国13箇所にある国立ハンセン病療養所施設を永久

保存し、誤ったハンセン病隔離政策の教訓を後世に伝える人権研修の場とすること。

2 要請の理由

(1) ハンセン病療養所における介護職員の定員に関しては、平成31年までの定員枠については決着し、従来賃金職員として介護の職務に従事してきた職員が、順次定員化される道筋もできました。

しかし、定員内職員の定年等による退職があった際、定員となった賃金職員の後に、期間業務職員の補充がなされないときは、療養所の職員数は減員となってしまいます。このため、後補充の完全実施がなされなければ、介護等の充実は望めません。

現状では十分な後補充ができない結果、現在約70名の欠員が生じています。これには、期間業務職員の任期が最大でも3年限定であり、賃金も3年で上昇しなくなる等の事情があると考えられます。このような処遇では、十分な人材が集まるとは考えられません。

上述の「内閣人事局通知」及び「合意書」の趣旨を実現するために、また、その根拠たる「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が、第11条で介護員の確保等介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めることを定め、また国会においては、「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」がなされていることから、その人員確保のために介護に関する期間業務職員について特別の処遇をすることが必要な状況になっております。

(2) 全国13箇所にある国立ハンセン病療養所は、90年に及ぶ我が国のハンセン病強制隔離政策が現に遂行された場所であり、その諸施設は、ハンセン病患者に対して国が行った生涯にわたる人権蹂躪行為を、歴史の証人として、過去から将来に向かって告発し続けるものであります。これを、故神美知宏全療協会長は、アウシュヴィッツ強制収容所と同質の、人間の尊厳に対する冒瀆の歴史、つまり負の遺産であるとし、国は永久保存すべき義務があると強く主張していました。

そしてまた、国立ハンセン病療養所は、筆舌に尽くしがたい悲惨な現実の中で、人間としての誇りを失わず、血のにじむような人権回復のたたかいを展開していった、数え切れない勇氣ある入所者達の、熱い足跡を残す場所でもあります。故笹雄二全原協会長は、「ハンセン病療養所は人権のふるさとだ」と言っていました。このような過酷な場所から人権というものの芽が生まれ、人間らしく生きようとする入所者のたたかいの中で、その価値が育って行ったからです。

全国 13 カ所の国立ハンセン病療養所にはそれぞれの歴史があります。私達は、在園者が将来誰もいなくなった後も、13の国立ハンセン病療養所の施設を国の施策として永久保存し、誤ったハンセン病隔離政策の教訓を次世代に伝える人権研修の場として活用されることを切に望みます。

深刻な職員後補充の問題と合わせて引き続き、ご尽力を賜りますようお願いいたします。

以上